

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中

(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 23年 2月 15日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
東濱植林 広川町 森林管理プロジェクト ～ 木の国 森づくりシアワセプロジェクト ～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	東濱植林株式会社(トウヒンショクリンカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区日本橋箱崎町 44-5 A-801		
代表者氏名	濱口 吉右衛門	代表者役職	代表取締役 社長
担当者氏名	神林 正紀	担当者 所属部署・役職	取締役 総務部長
担当者 E-mail	tohin.01@tokyo.email.ne.jp	担当者電話番号	03-3666-2060
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	東濱植林株式会社(トウヒンショクリンカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報																										
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0055																									
プロジェクト登録日	平成 22 年 12 月 22 日																									
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 持続可能な森林経営を行うことにより、森林による温室効果ガス吸収量の増大を図る。またこれにより、林業の活性化及び他の公益的機能の発揮を目指す。</p> <p>【内容】 環境への配慮も念頭に入れ、市町村整備計画の施業基準に基づいた育林・間伐を積極的に実施するとともに、必要となる作業道の開設を推進し、主伐後は必ず植栽する、持続可能な森林経営を行う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブリストの適格性基準についてはすべての条件で整合する。 ・ガイドラインへの準拠については、基本的には準拠しているが、一部準拠しない場合の説明を行っている。 <p>【法令遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守のうえ、プロジェクトを実施している。 <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンパス 「LS-25 レベル トラコン」</td> <td>牛方商会社</td> <td>—</td> <td>昭和 50 年頃</td> <td>面積測量に使用</td> </tr> <tr> <td>バーテックス 「 VERTEX III v1.4 」 「TRANSPONDER T3」</td> <td>GISupply 社</td> <td>—</td> <td>平成 19 年 3 月</td> <td>樹高測定に使用</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>株式会社ランド アート</td> <td>—</td> <td>平成 22 年 11 月</td> <td>胸高直径測定に使用</td> </tr> <tr> <td>GPS (iPAQ 212 EnterpriseHand held)</td> <td>日本ヒューレット パッカード株式 会社</td> <td>—</td> <td>平成 21 年 12 月</td> <td>緯度経度測定に使用</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	コンパス 「LS-25 レベル トラコン」	牛方商会社	—	昭和 50 年頃	面積測量に使用	バーテックス 「 VERTEX III v1.4 」 「TRANSPONDER T3」	GISupply 社	—	平成 19 年 3 月	樹高測定に使用	輪尺	株式会社ランド アート	—	平成 22 年 11 月	胸高直径測定に使用	GPS (iPAQ 212 EnterpriseHand held)	日本ヒューレット パッカード株式 会社	—	平成 21 年 12 月	緯度経度測定に使用
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																						
コンパス 「LS-25 レベル トラコン」	牛方商会社	—	昭和 50 年頃	面積測量に使用																						
バーテックス 「 VERTEX III v1.4 」 「TRANSPONDER T3」	GISupply 社	—	平成 19 年 3 月	樹高測定に使用																						
輪尺	株式会社ランド アート	—	平成 22 年 11 月	胸高直径測定に使用																						
GPS (iPAQ 212 EnterpriseHand held)	日本ヒューレット パッカード株式 会社	—	平成 21 年 12 月	緯度経度測定に使用																						

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動量、地位級、その他吸収・排出係数のモニタリングを実施した。 ・地位級モニタリングについては、その調査業務等を一部外注した。 <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法論に準拠し、GHG 算定を実施した。 <p>【モニタリング体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングプランに記載の通り、モニタリングを実施してモニタリング報告書を作成した後、内部監査を実施し、最終的なモニタリング報告書を吸収量算定責任者の承認のうえで提出した。 <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育訓練、(2) 情報の保管、(3) データの確認、(4) 内部監査、(5) 測定機器の維持・管理</p> <p>については、モニタリングプランに記載の手順・仕組みの通り実施した。</p>						
モニタリング結果概要 ²	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p>						
適用モニタリング方法ガイドライン	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.1.7</p>						
適用方法論	方法論番号	JRAM 002 ver. 3.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日～2010年3月31日						
モニタリング対象面積	<small><方法論R001・R003のみ></small> <2008年度> 322.36ha 、 <2009年度> 347.42ha						
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂ ³	2,034	2,124	-626	1,988	621	6,141
認証依頼削減・吸収量	4,158 t-CO ₂						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	東濱植林株式会社(トウヒンショクリンカブシキガイシャ)
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL: http://www.tohin-shokurin.com/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同一		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上